



外国人の方の ※令和7(2025)年10月1日から 運転免許証の手続が変わります。

変更内容

外国人の方が**日本の運転免許証**の

- ・更新
- ・住所変更



をする場合は①～③のいずれか1つの証明書の提示が必要になります。

必要な証明書

- ①在留カード
- ②特別永住者証明書
- ③在留期間等が記載された住民票の写し



市販のコピー機等でコピーしたものは使用できません



注意事項

(公的証明書)



※マイナ免許証をお持ちの方は①～③の証明書の提示は不要です。
※在留資格が短期滞在の人や、在留期間が3か月以下の方は、免許の更新や住所の変更手続はできません。

※問い合わせ先は岐阜県警察本部運転免許課

058-295-1010

※運転免許課ホームページ <https://www.pref.gifu.lg.jp/page/454424.html>



岐阜県警では交通安全情報を配信しています！

交通安全情報URL <https://www.pref.gifu.lg.jp/site/police/3246.html>

交通事故統計・分析URL <https://www.pref.gifu.lg.jp/site/police/6169.html>

X(旧ツイッター)URL <https://twitter.com/gpkoutsuukikaku>



X(旧ツイッター)



交通安全情報



交通事故統計・分析